

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	1
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	6
○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	21
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	29
○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）	51
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）	51
○山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）	57
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）	57
○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）（抄）	58
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）	58
○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）	59
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）	59
○過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）（抄）	60
○過疎地域振興特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）	60
○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）（抄）	61
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	61
○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）	63
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）	64
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）	64
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）（抄）	65
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十四号）（抄）	65
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	66
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）	66
○大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）	67
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）	68
○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）	68

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）	．．．．．	69
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	．．．．．	69
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）	．．．．．	69
○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	．．．．．	70
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	．．．．．	70
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）	．．．．．	71
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）	．．．．．	71

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 （略）

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 3 6 （略）

（管理の特例）

第十七条 （略）

2・3 （略）

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 （略）

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 (略)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 一七 (略)

2 一七 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 (略)

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設等（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
 - 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
 - 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
 - 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
 - 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
 - 六 占用料の額の最低額
 - 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めなければならないものとする。
- 4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。
- 6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占用計画の提出)

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が相当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

（占用入札）

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(入札占用計画の変更等)

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

(占用入札を行った場合における道路の占用の許可)

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

5 第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 〽7 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後に
おいては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章
第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第
八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 (略)

(権限の委任)

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

(都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理)

第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理(第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。)とする。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。
 - 二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。
 - 三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。
 - 四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
 - 五 法第三十九条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用料を徴収すること。
 - 六 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。
 - 七 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。
 - 八 法第七十三条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
- 2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる権限(道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なく認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。)を行ったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行っている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間を除く。)について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

- 一 法第三十七条第一項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。
 - 二 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。
- 2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行っている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に限る。)について次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。
- 一 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。
 - 二 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。
 - 三 法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を

（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の七（略）

2（略）

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は指定市以外の市町村
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理 修繕又は災害復旧 都道府県の 関係都道府県	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕 修繕 指定市以外の市町村の
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。）	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）
第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条	決定して 道路管理者	決定し、道路管理者は 道路管理者等

第三十九条第二項	第二十四条の二第一項	<p>の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>
道路管理者	<p>道路の 駐車料金</p>	
当該占用料を徴収する道路管理者等	<p>道路管理者にあつては道路の 指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金</p>	

第四十七条の五第一項		道路管理者は、第四十六条第一項 場合においては 、道路管理者	第四十六条第一項
第四十七条の八第二項		協定を 、道路管理者等	道路管理者等が協定を 、道路管理者等
第四十八条の十四第一項		道路管理者は、 、便利施設協定を	道路管理者等は、道路管理者が 、道路管理者等が便利施設協定を
第四十八条の十八第一項及び第三項		道路の管理に関する 当該道路の道路管理者	歩道の新設等に要する 指定市以外の市町村
第四十九条		当該都道府県 都道府県が当該	指定市以外の市町村が当該 当該指定市以外の市町村
第五十条第一項		他の都道府県	都道府県
第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項		当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの
第五十条第四項		国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの
第五十条第五項		関係都道府県	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県

第五十三条第二項	都道府県が	都道府県に	都道府県が	指定市以外の市町村が
	都道府県に	道路管理者	道路管理者	指定市以外の市町村に
第六十一条第二項	道路管理者	道路管理者	道路管理者等	当該負担金を徴収する道路管理者等
	道路管理者	道路管理者	道路管理者等	当該負担金を徴収する道路管理者等
第六十四条第一項	連結料並びに	連結料並びに	連結料、	連結料、
	負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	負担金等を徴収すべき道路管理者等	負担金等を徴収すべき道路管理者等
第七十三条第一項	道路管理者	道路管理者	道路管理者等	道路管理者等
	道路管理者	道路管理者	道路管理者等	道路管理者等
第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村
	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村
第七十五条第一項	当該指定区間の国道の道路管理者	当該指定区間の国道の道路管理者	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村
	当該指定区間の国道の道路管理者	当該指定区間の国道の道路管理者	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村
第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村	都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村
	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村	都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村
第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	道路管理者	道路管理者	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村
	道路管理者	道路管理者	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村

第七十六条	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣
第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者 都道府県である道路管理者 又は市町村に	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村 都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村 若しくは市町村又は指定市以外の市町村に
法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる規定	読み替えられる字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。）	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、	決定して 道路管理者	決定し、道路管理者は 道路管理者等

<p>第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十八條の十七第一項、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>		
<p>第四十七條の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>	<p>第十七條第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものときは、前項</p>
<p>第四十七條の二第二項及び第三項</p>	<p>の道路管理者</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>
<p>第四十七條の五第一項</p>	<p>道路管理者は、第四十六條第一項</p>	<p>第四十六條第一項</p>
	<p>場合においては</p>	<p>道路管理者等は</p>
	<p>、道路管理者</p>	<p>、道路管理者等</p>
<p>第四十七條の八第二項</p>	<p>協定を</p>	<p>道路管理者等が協定を</p>

- 十五 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十六 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 十七 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十八 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 十九 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。
- 二十 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。
- 二十一 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
- 二十二 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 二十三 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防衛に従事させること。
- 二十四 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
- 二十五 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。
- 二十六 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。
- 二十七 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。
- 二十八 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。
- 二十九 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。
- 三十 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第

四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十一 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十條第二項の規定により通行方法を定めること。

三十二 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十三 車両制限令第十二條の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七條第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならぬ。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十八号及び第二十九号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 法第二十四條本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七條第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九條（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金（第十一号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二條第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

八 法第四十五條第一項又は第四十七條の五第一項（法第四十六條第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。

九 法第四十六條第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四條の規定並びに法第三十二條第一項及び第三項、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項並びに第四十條第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るもの

に限る。

十一 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十二 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

十五 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十六 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

十七 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十八 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十九 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十一 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十二 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十三 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十三号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

二 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同意すること。

四 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。

五 法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

5・6 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九〜十三 (略)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に應じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事をを行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に應ずるものに用い供する施設

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 (略)

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十三号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十二号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第八号に掲げるものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定をし、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

三 法第五十条第四項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

四 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。

五 法第九十六条第二項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

六 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を選定すること。

七 第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を選定すること。

八 第二十三条第一項から第五項まで(これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により

- 国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。
- 九 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。
- 十 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。
- 十一 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。
- 十二 第三十四条の二の三第二項の規定により道路を指定し、及び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。
- 十三 第三十七条第一項の規定により手数料の額を定めること。

3
(略)

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（機構による道路管理者の権限の代行）

- 第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。
- 一 高速自動車国道法第七条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。
- 三 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。
- 四 高速自動車国道法第十一条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一条の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 五 高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 六 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けるべき道路標識を定めること。
- 七 高速自動車国道法第十八条の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 八 高速自動車国道法第二十四条の二において準用する道路法第九十五条の二第二項の規定により協議し、又は通知すること。
- 九 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 十 道路法第二十条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

可証を交付すること。

二十七 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

二十八 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十九 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、及び締結すること。

三十 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

三十二 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三十三 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十四 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

三十五 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十六 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

三十七 道路法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号から第十六号まで、第二十七号又は第三十五号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの）に限り、同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針（当該道路の占用に関するものに限る。）を定めることに限り、前項第二十七号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとす

る場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号に掲げるもの（同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十七号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十五号に掲げるもの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号から第十六号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十六号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十六号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十六号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第三十一号又は第三十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において、その権限が同項第十四号又は第十六号から第十九号までに掲げるものであるときは、当該権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認、占用入札のための調査その他の国土交通省令で定める事務を会社に委託しなければならない。

8 機構は、前項の規定により事務を委託する場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

9 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第二十三号又は第三十三号に掲げる権限を行わないものとする。

10 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害

復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

- 一 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
- 二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。
- 三 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。
- 四 道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
- 五 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。
- 六 道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
- 七 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
- 九 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
- 十 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十一 前条第一項第二十四号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。
- 十二 道路法第四十七条の八第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。
- 十三 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 十四 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築又は道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

25
11 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規

- 定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。
- 一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
 - 二 道路法第十九条の第二項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。
 - 三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。
 - 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。
 - 五 道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
 - 六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
 - 七 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
 - 八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
 - 九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
 - 十 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
 - 十一 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
 - 十二 道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。
 - 十三 道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。
 - 十四 道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
 - 十五 道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
 - 十六 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
 - 十七 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
 - 十八 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

と。

- 十九 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 二十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 二十一 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 二十二 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同法第五項の規定により許可証を交付すること。
- 二十三 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同法第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同法第九項の規定により情報の提供を求めること。
- 二十四 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十五 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 二十六 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、
- 二十七 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。
- 二十八 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 二十九 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同法第二項の規定により意見を聴き、同法第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同法第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同法第五項の規定により車両を移動すること。
- 三十 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。
- 三十一 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。
- 三十二 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。
- 三十三 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同法第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただ

し、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

三十四 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十三号、第二十七号又は第三十一号に掲げるもの（同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十三号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 4 (略)

(料金の額等の基準)

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

2 4 (略)

(占用料の徴収についての道路法の規定の適用)

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条、第三十九条の二第五項及び第三十九条の七第四項の規定の適用については、同法第三十九条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条

の二第五項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の七第四項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「同項の政令」と、「当該条例又は当該政令」とあるのは「当該政令」とする。

（道路法及び高速自動車国道法の適用）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）」は、その職員のうちから道路監視員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）」は、その職員のうちから道路監視員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

254 (略)

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（料金により償う会社管理高速道路の管理に要する費用の範囲）

第五条 法第二十三条第一項第一号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 維持に要する費用及び当該維持に係る事務取扱費
- 二 修繕（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が法第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）からその費用に係る債務を引き受けるものを除く。）に要する費用及び当該修繕に係る事務取扱費
- 三 災害復旧（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものを除く。）に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費

- 四 法第五条第一項の規定による措置又は同条第二項の規定による供用の拒絶に要する費用及び当該措置又は供用の拒絶に係る事務取扱費
- 五 法第八条第五項の規定による書類の經由に関する事務取扱費
- 六 法第九条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費
- 七 法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法及び高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定に基づき会社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費
- 八 料金、割増金及び負担金（法第三十五条又は第四十条第一項の規定により読み替えて適用する道路法の規定により会社が負担を求めるものに限る。）の徴収に要する費用並びに当該徴収に係る事務取扱費
- 九 前各号に掲げる費用の財源に充てるための社債又は借入金利息の支払に要する費用

（占用料の額及び徴収方法）

第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、同令第十九条の二第二項中「納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）」とあるのは「納入すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に
	自動車国道を除く。）の管理に	自動車国道を除く。）の管理に

	<p>第二条第二項第二号</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）</p>	<p>第十九条の二第一項、第三十一条</p>
	<p>道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）</p>	<p>会社</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</p>	<p>決定して</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>
	<p>ついて適用する場合</p>	<p>会社</p>	<p>決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>	<p>会社</p>	<p>会社</p>
	<p>ついて適用する場合</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>	<p>地方道路公社</p>

<p>第一項、第二項及び第四項、第九 十三条</p>	<p>第十九条の二第一項</p>	<p>第十九条の二第二項</p>	<p>第十九条の二第三項</p>	<p>第十九条の二第五項</p>	<p>第二十条第一項</p>
	<p>道路管理者（</p>	<p>そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事</p>	<p>国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者</p>	<p>共用管理施設関係道路管理者は</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>
	<p>道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の</p>
	<p>道路管理者（当該他の道路が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>地方道路公社</p>

	<p>第二十条第三項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	
<p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p>	<p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）</p>
<p>第二十条第四項</p>	<p>主務大臣又は都道府県知事</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>主務大臣又は都道府県知事</p>
<p>は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社</p>
<p>第七條第六項前段</p>	<p>主務大臣</p>	<p>主務大臣</p>	<p>主務大臣</p>
<p>地方道路公社又は</p>	<p>主務大臣</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社</p>

	第二十条第五項		第二十条第六項	第二十一条	第二十一条、第二十二條第一項
<p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p>	<p>若しくは都道府県知事が裁定</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>協議</p>	<p>道路管理者</p>
<p>読み替える</p>	<p>第三項</p>	<p>が裁定</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構又は会社と</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構又は会社が協議</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構</p>
<p>読み替える</p>	<p>第三項</p>	<p>が裁定</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社が協議</p>	<p>地方道路公社</p>

第二十二條の二	道路管理者は	会社は	地方道路公社は
第二十二條の二、第二十四條	道路管理者以外	道路管理者、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構及 び会社以外	道路管理者及び地方道路公社以 外
第二十三條第一項、第三十八條、 第四十二條第一項、第七十條第一 項、第三項及び第四項、第九十一 條第二項、第九十二條第四項	道路管理者	会社	地方道路公社
第二十四條	道路管理者の	独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構の	地方道路公社の
第三十一條第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	会社	地方道路公社
第三十一條第三項	当該道路の道路管理者、 、「関係都道府県知事は、」とあ るのは「当該道路の道路管理者は 、」と、「当該都道府県の議会の 議決を経なければならない。」と あるのは「指定区間外の国道にあ つては道路管理者である都道府県 の議会に諮問し、その他の道路に あつては当該道路管理者である地 方公共団体の議会の議決を経なけ ればならない。」と読み替える	会社、 読み替える	地方道路公社、 読み替える

第三十二条第一項	道路管理者	独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構（以下「機構」 という。）	地方道路公社
第三十二条第二項、第三項及び第 五項、第三十三条第一項、第三十 四条から第三十六条まで、第二十 条第二項、第四十三条の二、第四 十四条第四項、第四十六条、第四 十七条第三項、第四十七条の二第 一項及び第五項、第四十七条の四 、第四十七条の七、第四十八条第 二項及び第四項、第四十八条の五 第三項、第四十八条の八第二項、 第四十八条の九、第四十八条の十 、第四十八条の十二、第六十六条 第一項、第六十八条、第六十九条 、第七十一条第一項から第三項ま で及び第五項、第七十二条第一項 及び第三項、第七十二条の二第一 項、第八十七条第一項、第九十一 条第三項、第九十六条第五項	道路管理者	道路管理者、機構及び会社	道路管理者及び地方道路公社
第四十一条	道路管理者	機構又は会社	地方道路公社
第四十四条の二第一項から第五項 まで、第六十七条の二第二項から 第五項まで、第九十五条の二	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社
第四十五条第一項、第四十七条の	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社

<p>五、第四十七条の八第一項、第四十八條の十一第二項</p>				
<p>第四十七條の二第二項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>同項</p>	<p>協定を</p>	<p>の 当該自動車専用道路の道路管理者 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八條の七から第四十八條の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号</p>
<p>第四十七條の二第三項</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>前項</p>	<p>機構が協定を</p>	<p>機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号</p>
<p>第四十八條の五第二項</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八條第一項第二十二号若しくは第十七條第一項第十八号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者</p>	<p>前項</p>	<p>地方道路公社が協定を</p>	<p>地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第一号</p>

第九十一条第一項	第七十一条第四項	第六十七条の二第二項	道路管理者の	基づく処分	道路管理者	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	可	同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可
機構の	会社	機構若しくは会社	地方道路公社の	地方道路公社	地方道路公社	会社	若しくは地方道路公社が行うもの	連結許可

第九十三条	当該道路管理者	第九十五条の二第二項	第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の設け、又は制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	第四十五条第一項	当該会社	第四十五条第一項	当該地方道路公社
-------	---------	------------	---	----------	------	----------	----------

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）	読み替える字句
第二条第二項第六号及び第七号	第十八条第一項に規定する道路管理者	有料道路管理者	読み替える字句
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条	道路管理者	有料道路管理者	読み替える字句

まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百零三条、第一百零四条第一号

<p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第二十条第三項、第三十一条第二項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第二十条第四項</p>	<p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第二十条第五項</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p>	<p>第三項</p>
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>有料道路管理者と</p>
<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>

第三十一条第三項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である 都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	当該有料道路管理者
第三十九条第二項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	条例
第三十九条第二項	但し、条例で定める場合においては	この場合において
第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者	有料道路管理者
第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者
第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条又は第五十一条の規定により国又は	第四十九条の規定により有料道路管理者である
第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者
第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項
第五十五条第三項	道路管理者である	有料道路管理者である
第六十四条第一項	第二十五条の規定に基づく料金 道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区	有料道路管理者 第三十九条の規定に基づく占用料

	<p>間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	
<p>第七十一条第四項</p>	<p>基づく処分</p>	<p>基づく処分は道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>
<p>第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>有料道路管理者の</p>
<p>第八十五条第二項</p>	<p>都道府県道又は市町村道に</p>	<p>道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に</p>
<p>第八十五条第三項</p>	<p>都道府県道又は市町村道の道路管理者 道路の附属物の新設又は改築に</p>	<p>道路の有料道路管理者 道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の附属物の新設又は改築に</p>
<p>道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	

第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	有料道路管理者
第九十三条	当該道路管理者	当該有料道路管理者
第九十六条第二項	都道府県又は市町村である道路管理者 道路管理者がした	有料道路管理者 有料道路管理者がした

（高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）

第二条第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管 理者	国土交通大臣	会社
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十一条、第二十二条第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構
第二十二条の二	道路管理者は	国土交通大臣は	会社は
第二十二条の二、第二十四条	道路管理者以外	国土交通大臣以外	国土交通大臣、独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済機構 及び会社以外
第二十三条第一項、第三十八条第 一項、第四十二条第一項、第九十 一条第二項、第九十二条第四項	道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十四条	道路管理者の	国土交通大臣の	独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構の
第三十二条第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構（以下「機構」 という。）
第三十二条第二項、第三項及び第 五項、第三十三条第一項、第三十 四条から第三十六条まで、第四十 条第二項、第四十三条の二、第四 十四条第四項、第四十六条、第四	道路管理者	国土交通大臣	機構

			第四十七條の二第二項					十七條第三項、第四十七條の二第二項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第一項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條の二第一項、第九十六條第五項
他の道路の道路管理者	当該一の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者が行う	道路管理者	道路管理者	道路管理者	当該道路管理者	道路管理者が	第三十八條第二項、第七十條第一項
他の道路の道路管理者又は国土	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣が	第三十八條第二項、第九十三條
他の道路の道路管理者又は機構	機構又は当該一の道路の道路管理者	機構又は一の道路の道路管理者が行う	機構及び会社	機構又は会社	国土交通大臣、機構及び会社	当該会社	会社が	第四十一條

第九十三条

当該道路の道路管理者

国土交通大臣

会社

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
第十九条の六第一項第一号	道路管理者	機構及び会社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理について適用する場合
第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	道路管理者	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)又は会社(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。)
第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	機構又は会社
第三十四条の三第二	道路管理者又は法第十七条第四項	地方道路公社
	会社	地方道路公社

の規定により歩道の新設等を行う
指定市以外の市町村

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）
第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	道路管理者	有料道路管理者
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	有料道路管理者

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

第十九条の二第一項	納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つてい る場合にあつては、納入通知書）	納入告知書	納付すべき金額、期限及び場所 を記載した書面
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあ つては国、指定区間外の国道に係 るものにあつては道路管理者であ る都道府県又は指定市若しくは指 定市以外の市、都道府県道又は市 町村道に係るものにあつては道路 管理者である都道府県又は市町村	国	機構
第十九条の六第一項第一号	当該道路管理者	関係地方整備局又は北海道開発 局	当該機構又は会社（道路整備特 別措置法（昭和三十一年法律第 七号）第二条第四項に規定する 会社をいう。以下同じ。）
第十九条の六第二項、第十九条の 九第一項、第三十条の三第二項	道路管理者は	国土交通大臣は	機構又は会社は
第十九条の六第二項、第十九条の 九第一項、第三十条の三第一項第 一号及び第二項	当該道路管理者	関係地方整備局又は北海道開発 局	当該機構又は会社
第十九条の七、第十九条の九第二 項及び第三項、第十九条の十、第 三十条の四	道路管理者	国土交通大臣	機構又は会社

第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	国土交通大臣	機構
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	国土交通大臣	会社

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣
第二十一条	前条及び第三十一条 道路管理者	国土交通大臣 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条及び第十二条
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項、第九十一條第二項、第九十二条第四項、第九十六條第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二條第一号、第三		

号及び第四号、第三百三条、第四百条第一号	第二十四条	第二十四条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十一条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	第二十八条の二第一項
第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二まで	道路管理者（指定区間内の国道にあつては、 国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）	道路管理者	道路管理者	道路 二以上の
第二十一条から第二十二条の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	国	国	国	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路 国土交通大臣及び

第六十四条第二項	第六十条	第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	第四十七條の七、第九十一條第一項		第四十七條の二第三項		第三十八條第二項、第七十條第一項	第三十八條第二項、第九十三條	第四十七條の二第二項	道路管理者が	道路管理者が			
							道路管理者が	当該道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	一の道路の道路管理者が行う	当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）
割増金、第二十五條の規定に基づく料金	この法律	この法律及び高速自動車国道法	関係地方整備局又は北海道開発局の	国土交通大臣は	高速自動車国道法第七條第一項	国	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣が	国土交通大臣

第九十六条第五項	第九十三条		第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十一条第五項	第七十条第一項	第六十四条第二項				
又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の 規定	第三十二条第一項若しくは 第三十二条第一項又は	道路管理者の 当該道路の道路管理者	道路管理者の 道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設 又は改築を行う場合における国土交通大臣を 含む。以下この条及び第九十六条第五項後段 において同じ。）	国土交通大臣及び道路管理者	、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は 第四十八条の十六	道路管理者又は 道路管理者は	同項の道路管理者	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指 定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外 の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者の	国	国
	国土交通大臣	国土交通大臣の	国土交通大臣	国土交通大臣	又は第四十八条第四項	国又は	国	国	国	国	国

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
 第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百三条	規定 、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六	若しくは第四十八条第四項
------	--------------------------------------	--------------

読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項	指定区間内の国道	高速自動車国道
第十九条の二第一項	納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書)	納入告知書
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	国
第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第一項第一号及び第二項	当該道路管理者	関係地方整備局又は北海道開発局
第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、	道路管理者は	国土交通大臣は

第三十条の三第二項		道路管理者	
第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四			国土交通大臣
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村		国土交通大臣
第三十八条	国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については二月		四月

○山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）

（基幹道路の整備）

第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。

3 〃 6 （略）

○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）

（基幹道路の指定等）

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）（抄）

（特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例）

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3〜6 (略)

○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第一条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができる

ものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）

（基幹的な市町村道等の整備）

第十一条 半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹的な市町村道等」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、半島振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。

3 〽 6 （略）

○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）

（基幹的な市町村道等の指定等）

第二条 （略）

2 〽 3 （略）

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴か

なければならぬ。

- 6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）（抄）

（基幹道路の整備）

- 第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。
- 3 〽 6 （略）

○過疎地域振興特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）

（基幹道路の指定等）

第七条 （略）

2・3 （略）

- 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

- 6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

（特定公共施設工事の施行）

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。）と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設（以下「特定公共施設」という。）に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。） 同法による当該道路の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法の都市公園（同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。） 同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の公共下水道又は都市下水路 同法による当該公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一級河川（指定区間内のものを除く。）以外の河川（同法第百条第一項に規定する準用河川（第二十一条において単に「準用河川」という。）を含む。） 同法による河川工事

2 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 5（略）

○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第七条 機構が法第十八条第一項第一号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者（以下単に「道路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第一号及び第二号を除く。）に掲げるもの

二 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

三 道路法第九十一条第一項の規定による許可を与え、並びに同条第三項及び第四項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

- 四 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号。以下「共同溝整備法」という。）第五条第一項の規定により意見を求めること。
- 五 共同溝整備法第六条第一項の規定により共同溝整備計画を作成すること。
- 六 共同溝整備法第七条第一項及び第二項の規定による通知をし、同条第一項の規定により意見書の提出を求め、並びに同条第四項の規定により意見を聴くこと。
- 七 共同溝整備法第八条の規定により共同溝の建設を廃止し、及び通知すること。
- 八 共同溝整備法第十二条第二項の規定により申請を却下し、及び通知すること。
- 九 共同溝整備法第十四条第一項の規定により許可をすること。
- 十 共同溝整備法第十七条の規定により認可をすること。
- 十一 共同溝整備法第十八条第一項の規定による届出を受理すること。
- 十二 共同溝整備法第十九条の規定により公益物件の敷設に関する工事中止又は公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。
- 十三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。
- 十四 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
- 十五 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第二項の規定による届出を受理すること。
- 十六 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。
- 十七 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。
- 十八 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により電線の敷設に関する工事中止又は電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。
- 二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議をすること。
- 二十一 電線共同溝整備法第二十六条に規定する処分をすること。
- 二十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。
- 2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。
- 3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第二十六号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（権限の代行の期間）

第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限
- 二 第八条第一項第七号に掲げる権限
- 三 第九条第一項第六号（損失の補償に係る部分に限る。）及び第八号に掲げる権限
- 四 前条第三号及び第五号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯行行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4（略）

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）

- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）
- 七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 〇四百三十七（略）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）

第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

- 一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第十九号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金
- 二 道路整備特別措置法第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定に基づく占用料
- 三 道路整備特別措置法第三十四条の規定により読み替えて適用する道路法第四十八条の七第一項又は高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第十一条の四第一項の規定に基づく連結料
- 四 道路整備特別措置法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料
- 五 道路整備特別措置法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第六十一条第一項の規定に基づく負担金
- 六 道路整備特別措置法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定に基づく手数料及び延滞金
- 七 道路整備特別措置法第四十五条第四項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定に基づく手数料
- 八 道路整備特別措置法第四十五条第六項の規定に基づく納付金

九 高速道路勘定に属する資産の処分による収入その他の国土交通省令で定める収入

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）（抄）

（道路法の特例）

第六条 国土交通大臣は、道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この条において同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同条第三号に掲げる都道府県道をいう。）、又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。次項において同じ。）の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下この条において「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2 被災市町村の属する県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

4 第二項の県は、同項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

5 〽8（略）

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）

第八条（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行）
（略）

2 (略)

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（道路法の特例）

第十二条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。）の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行政法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。）である地方公共団体（福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体に代わつてその権限を行うものとする。

4・5 (略)

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）

（復興道路工事に係る権限の代行）

第六条 (略)

- 2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十三号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。
- 3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

○大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）

（道路法の特例）

- 第四十六条 国土交通大臣は、道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同条第三号に掲げる都道府県道をいう。）、又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。
- 一 災害復旧事業
- 二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業
- 2 被災市町村を包括する都道府県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共

団体に代わってその権限を行うものとする。

4 第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

5 〃 8 (略)

○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）

（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行）

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わって国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第七十七条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。

3 (略)

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（国土交通大臣の権限）

第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十八号及び第二十九号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖縄の道路に係る特例）

第百六条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この条において同じ。）の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4・5 （略）

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）

（県道又は市町村道に係る直轄工事）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後において

ても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（道路整備に係る権限の移譲）

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道新設等事業に関する事項に係る国道の新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村施行国道維持等事業に関する事項に係る国道の維持等を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により国道の新設又は改築を行おうとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

3 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行おうとするとき、及び当該国道の新設等又は国道の維持等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

5 (略)

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第十九条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

- 2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

- 第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。）以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあつては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

- 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

- 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

6（8）（略）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

- 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第

四条第一項第四号、第十四号、第十五号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。